



前例のない日本家庭連合の解散命令請求、 揺れる政教分離の原則

「統一教会」で知られる世界平和統一家庭連合の日本教会が、日本政府の宗教法人解散請求で裁判所と争いを繰り広げている。

安倍元首相の銃撃テロ事件から始まった日本家庭連合をめぐる論争を振り返ってみた。 チョ・ジュン記者



① ② 2024年12月8日午後2時、日本家庭連合の信徒150人が新宿駅広場に集まり、デモを行った。この日は、日本全国約200カ所で1万5000人が参加した。

③ マイク・ポンペオ元米国務長官は2024年7月、東京で開かれた国際宗教自由会議(IRF)で「いかなる教会をも解散することは間違いであり、日本という国に害を及ぼす」と明らかにした。

写真・東亜DB、デザイン・カン・ブギョン 写真提供・世界平和統一家庭連合、世界平和女性連合、IRF、ICRF

大韓民国憲法第 20 条第 1 項は「すべての国民は宗教の自由を有する」と規定している。韓国だけでなく、欧米先進国をはじめとする民主主義国家の大半は信仰の自由を保障している。ましてや国教のあるバチカン(カトリック)、デンマーク(プロテスタント)、ギリシャ(正教会)なども宗教の自由を市民権として宣言している。しかし、最近、日本における世界平和統一家庭連合(旧統一教会、以下、家庭連合)の解散命令請求をきっかけに、宗教の自由の価値が損なわれる可能性があるという国際社会の懸念が出ている。

安倍銃撃テロの原因は家庭連合？

日本政府は去る 2023 年 10 月 13 日、家庭連合に対する解散命令を裁判所に請求した。これは 2022 年 7 月 8 日に起きた安倍晋三前首相の銃撃事件がきっかけだ。当時、安倍元首相は選挙遊説中に銃弾を浴びて死亡した。

犯人は元海上自衛隊隊員の山上徹也。読売新聞によると、彼は犯行動機について「家庭連合信者である母親の過剰な献金で家が破綻したことに恨みを抱き、家庭連合に好意的な安倍元首相を狙撃した」と供述したという。これに対し、日本家庭連合の田中富広会長は当時記者会見を開き、「山上氏が供述した犯行動機が事実なら重く受け止める」としながらも、「母親が破産した事実を知っており、その後、高額な献金を要求した記録は間違いなく全くない」と明らかにした。また、安倍元首相が信者だったことはなく、統一教会が集団的に安倍元首相の政治運動に協力したこともないと述べた。家庭連合関連団体である宇宙平和連合(UPF)が主催したイベントに映像メッセージなどを送ったのは、単に世界平和運動に共感を示しただけだという。

安倍首相の銃撃テロ以降、家庭連合の高額献金論議が日本国内のホットな話題として浮上した。世論が沸騰する中、事件発生 2 ヶ月後に開かれた公聴会で、文部科学省傘下の文化庁の関係者は「家庭連合は刑事処罰を受けたことがなく、裁判所に解散命令を請求するのは難しい」と述べた。実際の刑事処罰歴がないにもかかわらず、民事上の処罰を根拠に政府が強制的に宗教法人を解散させた事例は、日本はもちろん、世界的に見ても皆無だ。(韓国)国内も同じだ。2020 年 2 月、青瓦台は韓国キリスト教総連合会の解散を求める国民請願に対し、「韓国憲法は、国家が個人と宗教団体の宗教活動に対して強制したり、関与できないように規定している」と明らかにした。憲法によると、宗教と政治が分離される「政教分離主義に基づき、国家は宗教団体に関与できない」というのが骨子だ。

事態は同年 10 月 19 日、岸田文雄首相が参議院予算委員会で「民法上の違法行為も解散要件に入る可能性がある」と発言したことで急変した。当初、日本の宗教法人法第 81 条第 1 項第 1 号は、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」に基づき、解散命令の請求が可能であると記述している。問題は、これまでこのような「法令」に民法が含まれた前例がないことである。東京「サリン事

件」で解散したオウム真理教も、刑法のみに基づいて解散した。家庭連合側はこれを根拠に、判例を見ても解散要件に民法違反は該当しないと主張した。岸田首相が法令に民法を含めるという趣旨の発言をした2カ月余り後、参議院ではいわゆる「統一教会被害者救済法」が賛成多数で迅速に可決された。銃撃テロ事件発生から5カ月で法律ができたのだ。さらに2023年10月、盛山正仁文部科学大臣は統一教会に対する解散命令を東京地裁に請求した。来年3月に1審判決が出る見込みだ。



安倍晋三元首相が、天宙平和連合と世界平和統一家庭連合が20年9月、京畿道加平郡雪岳面清心平和ワールドセンターで共催した「神統一韓国のためのシンクタンク2022希望前進大会」で、映像で基調講演をする様子（左）。安倍晋三元首相を暗殺した山上徹也（右）。

水の流れるように展開される家庭連合の解散命令請求には不可解な一面がある。過去に日本で法令違反を根拠に解散命令が確定した宗教法人は、オウム真理教と明覚寺の2団体だ。オウム真理教は1995年に東京地下鉄サリン事件を起こし、14人の死者と6300人の負傷者を出した容疑を受けた。明覚寺は1999年、幹部による詐欺行為により解散命令が請求された。いずれも反社会的な刑事事件の有罪判決が根拠となった。このほか、念法真教、法友之会、世界救世教などは解散命令請求が却下された事例だ。それぞれ教主が女性信者をレイプし、病人の信者に苦行を強要した事件、教主と信者7人が信者を暴行し、溺死させた事件、教団幹部が神霊療法で信者を死亡させた事件など、深刻な刑事事件を起こしたが、解散命令申請は裁判所から却下された。

このような事例と合わせて家庭連合の事例を見ると、不審に思わざるを得ない。家庭連合は1964年7月15日に日本で宗教法人として認められて以来、60年間刑事処罰を受けたことがない。献金関連の件で民事事件に巻き込まれたことはあるが、民法上の違法行為を理由に解散命令が請求された事例は家庭連合が初めてだ。米国国務省は昨年4月に発表した「2023国際宗教の自由報告書」を通じて、昨年10月の統一教会の解散命令請求は一般的な規範から外れた措置だと指摘した。具体的には、「2023年10月13日、

文部科学省は、以前統一教会として知られていた家庭連合の解散命令請求を東京地方裁判所に申請した」とし、「これは、以前の解散命令請求が刑法違反によるものだった過去とは異なり、今回の解散命令は民法上の違法行為に基づいて下されたもので、規範から外れたものだ」という立場だ。

しかも、安倍元首相の銃撃事件が発端となった議論であるにもかかわらず、肝心の銃撃犯に関する公判は事件発生から2年経った今も始まっていない。証拠や争点などを整理する公判前整理手続きが4回行われただけだ。朝日新聞など日本のメディアは、山上の初公判は来年初めに以降に開かれるだろうと予想している。公判が遅れている理由は、山上が犯行に至った動機や、凶器として使われた自作の拳銃などの殺傷能力を検証する作業が厳密に行われているためだ。実際、山上被告は大阪拘置所で面会に来た弁護団に、事件後、家庭連合に対する解散命令請求など、現在のような状況が起こるとは思ってもみなかったと明かした。

「民事で解散した宗教法人は皆無」

「世界のどの先進国でも、刑事ではなく民事で団体を解散できる国はない。もし家庭連合が本当に解散されれば、その裁判の判例が今後すべての宗教に適用されることになるだろう。これは一教団の問題ではなく、すべての宗教に関する問題になっている」

2024年12月7日、東京にある家庭連合本部教会で会った田中富広日本家庭連合会長は、解散命令請求をめぐってこのような懸念を示した。彼は「岸田元首相が家庭連合と関係を断絶した理由は、社会的に批判される団体とは関係を切るということだけで、その具体的な理由を明確に話していない」とし、「国会で野党の攻撃を乗り切ることのできる方法が家庭連合との関係断絶と言うことだったと



2024年12月7日午後、韓国メディアと懇談する
田中富広日本家庭連合会長

思う」と疑問を投げかけた。田中会長の主張によると、自民党の中核勢力である安倍派と家庭連合が近いため、家庭連合を攻撃することで、安倍派を縮小させようとする目的であるということである。

さらに、日本政府が主張する家庭連合の違法行為についても、「組織性、継続性、悪質性はすべてない」という立場を明らかにした。特に組織性とは、幹部が信者を利用することを意味するが、家庭連合に関連する過去のすべての裁判でこの点が認められたこ

とがないという説明である。家庭連合は2009年の「コンプライアンス(法令遵守)宣言」以降、日本の信徒たちの献金問題が発生しないように指導していると明らかにしたことがある。実際のコンプライアンス宣言後7年間、献金関連の訴訟は4件に過ぎず、2016年以降は1件もないと伝えた。この点で、継続性と悪質性の両方とも成立しないという主張である。

田中会長はこのような立場を貫き、日本政府の解散命令請求は一種の「宗教迫害」と表現した。岸田元首相の安倍派潰しの一環であるとの疑問提起とともに、民族的差別も内包されていると付け加えた。創始者が韓国人であるため、日本国内で自発的に発生した宗教に比べて、より強圧的で否定的に扱うという主張を吐露し、「今年は日本家庭連合が日本で宗教(法人)として認められてから60年になる年」とし、「これまで一度も刑事処罰を受けることなく、日本の法律を守ってきたこの宗教に、初めての事態が起きた」と悔しさを改めて訴えた。

世界のどの先進国でも、刑事ではなく民事で団体を解散できる国はない。もし家庭連合が本当に解散されれば、その裁判の判例が今後すべての宗教に適用されることになるだろう。これは一教団の問題ではなく、すべての宗教に関する問題になっている。

「解散命令請求、政党間闘争の供物」

昨年12月8日、東京ビジョンセンターでは、国際宗教自由連合(International Coalition for the Religious Freedom、以下ICRF)日本委員会が主催する「ICRF 2024巡回講演東京大会」が開催された。大会は世界中の宗教指導者、ジャーナリストなど約50人が参加し、「日本の宗教の自由と民主主義の危機」というテーマで行われた。当日は、ペマ・ギャルポ ICRF 日本委員会副委員長兼拓殖大学国際日本文化研究所客員教授の挨拶、マルコ・レスピンティ宗教自由と人権に関する雑誌「Bitter winter」担当ディレクターと、田中富広・宗教法人家庭連合日本会長の基調講演が行われた。

ペマ・ギャルポ副委員長はあいさつで「最も重要な自由の一つである信仰の自由を守ることはそう簡単な問題ではない」と述べ、「信仰の自由は個人の問題であり、国家や他の何者によっても強制されることはなく、憲法や宣言で守ることは国が守るべき義務である」と力強く語った。

続いて基調講演に立ったマルコ・ディレクターは、「たった一人でも宗教または信念の自由を十分に享受できない人がいれば、それによる損失はすべての人間に影響を与える」とし、「これは宗教の自由の問題がすべての問題の中で最も深刻なものだ」と強調した。彼は講演後に行われた記者懇談会でも改めて「民主主義国家で起きた宗教の自由

に対する迫害は多くが隠蔽されている状況」とし、「リスクが低いレベルから起きるため、政治的、文化的にカムフラージュをする状況が現れる」と説明した。



国際宗教自由連合（ICRF）日本委員会が「日本の宗教の自由と民主主義の危機」をテーマに8日、東京都中央区で開いた巡回講演会で、参加者が講演を聞く（左）。基調講演を行ったマルコ・レスピンティ・ピターウィンター担当ディレクター。

マルコ・ディレクターによると、フランスでは文化庁が9～12歳の生徒の昼食時間に食前の祈りを自粛させた事例があるという。校内に十字架の設置をめぐる論争を繰り返す国もある。それにもかかわらず、民事上の処罰を理由に宗教法人を解散させた例はないという。彼が最近、日本国内の家庭連合宗教法人の解散命令請求を「重大な人権侵害であり、民主主義への攻撃であり、自由の解体」と規定した背景だ。特に「被告人(山上徹也)の裁判がまだ始まっておらず、判決も出ていないにもかかわらず、家庭連合は被害者ではなく加害者であるかのように非難されている」とし、「犯罪者ではなく家庭連合が処罰されている状況」と具体的に指摘した。

この日の演説では、家庭連合だけでなく、宗教や信念の自由と権利を侵害するのは、非信者を含むすべての宗教的信念を持つ人々に対する不正行為である、という強烈な批判が続いた。

続いて基調演説を行った田中会長もまた「日本国内における本会に対する報道は著しく偏向的である」と述べ、「数十年前から本法人の解散を画策してきた反対勢力は、今回の事件を最大のチャンスとして、歪んだ情報で世論を扇動し、政治を巻き込んで解散命令請求に至った」と憂慮を表明した。さらに「宗教の自由と人権の侵害は、人類の普遍的な人権の崩壊を意味する」とし、「日本の民主主義が崩壊し始めたことを懸念す

る理由」と説明した。家庭連合の問題が一宗教団体に限ったことではなく、すべての宗教の問題になり、さらに民主主義国家の根幹が揺らぐことだと主張する背景だ。



ICRF 2024 巡回講演東京大会で公開されたポーラ・ホワイト牧師のビデオメッセージ（左）。
中山達樹国際弁護士が9日、韓国メディアとの懇談会で、日本政府の宗教法人解散命令請求について説明する（右）。

全米信仰諮問委員会会長であり、ドナルド・トランプ次期大統領の宗教諮問委員であるポーラ・ホワイト牧師は、特別ビデオメッセージを通じ、「宗教の自由は他のすべての自由の基礎となり、現在、日本は世界人権宣言の署名国である。宗教の自由に関する約束を守っていないと考える世界中の著名な指導者から懸念の声が上がっている」と述べた。さらに、ポーラ牧師は「米国国務省は2022年と2023年の報告書で、日本が偉大な自由民主主義国家であるにもかかわらず、現在、宗教の自由を侵害しているという深刻な疑問を提起した」として、「全世界の宗教の自由に関する学者と専門家は、日本政府の家庭連合に対する権利侵害を中止するよう求めている」と声を上げた。実際、日本国内の家庭連合信徒が宗教を理由に学校や職場でいじめを受けたり、公共施設を利用する際に不当に扱われる事例がしばしば起きている。さらには、まだ法的に証明されたことはないが、政府の解散命令請求で国民の間で家庭連合が反社会的団体という認識が広がっている。

「日本家庭連合の解散請求要件は成立せず」

政府の解散命令請求が確定すると、教団の法人格は剥奪され、すべての資産は国によって処分される。税制上の優遇措置などもなくなり、清算手続きによって債権者と認められた被害者は支払いを受けることになる。この過程で、任意団体として宗教活動を継続することはできる。当初、解散命令が下されたオウム真理教なども現在、宗教活動自体は営んでいる。しかし、資金繰りが行き詰まった状況で、教団運営を正常に続けられ

るかは未知数だ。来年3月とみられる1審再審を前に、家庭連合側が解散請求命令を却下できる証拠の収集に熱を上げる理由だ。

昨年12月9日、東京・新宿で会った家庭連合側の弁護を担当する中山達樹国際弁護士は「法的に見れば、家庭連合が99%勝つ」と断言した。憲法で保障された宗教の自由により、宗教法人の解散は他の法人解散に比べて厳しい要件で判断されること、政府が違法・不当と主張する家庭連合の行為の組織性・継続性・悪質性が認められないこと、過去に不法行為を犯した他の宗教法人との公平性などで解散請求要件が成立しないこと。

しかし、明白な法的根拠に自信を持つ中山弁護士は「20年以上弁護士をしてきて、これほど（日本政府に）偏った裁判を見たことがない」と述べ、裁判所の判決は日本の政治状況、世論によって左右されるだろうと予想した。彼は「日本政府が（訴訟を提起した）原告である事件で、裁判官は政府の方針に反する結論を下すことを恐れている。その点で、家庭連合にとって難しい裁判」とし、「現実的に2年間行われた裁判を見ると、勝訴確率は50%に減る」と慎重に意見を述べた。政治的な側面を考慮すると、国家を原告とする裁判では国家が勝った前例が多いという点も根拠として挙げた。

それでも、弁護士として法的にのみ解釈すれば、勝訴する可能性は高いと見通した。中山弁護士によると、家庭連合が主に批判された点である「靈感商法（目に見えない神、祖先などに関連付けた販売行為）」は、20～30年前に行われた行為だという。また、家庭連合が組織的に販売したとは判断されていないため、犯罪ではないという。安倍事件以降、注目されている高額献金に関しても、信者として自発的に寄付したことは違法ではないという主張だ。またその後、山上の母親は献金額の半分を家庭連合から返還されたため、ケースは異なるとも指摘する。中山弁護士は「今回の家庭連合に対する裁判で民法が入る場合、他の宗教も民法が入る内容で裁判が行われることになる」とし、「民法上の不法行為が裁判に影響を与えるとすれば、他の宗教も解散命令が出る可能性がある」と強調した。

#家庭連合 #女性東亜

堀守子 世界平和女性連合会長 インタビュー

「宗教の自由が憲法で保障されている国ではありえないこと」



一方、解散命令請求により家庭連合の日本国内での立ち位置が狭くなり、文鮮明・韓鶴子総裁が設立した女性団体である世界平和女性連合もさらなる被害を受けている。1992年に創立された女性連合は、家庭連合とは別の法人として運営されている団体で、そもそも宗教法人ではない。また1997年に国連の総合協議資格を認定された。5000余りに及ぶ国連NGOのうち、総合協議資格を持つ団体は144個に過ぎない。女性連合の主な活動は、アフリカ、中央アジア、中南米、中東などの低開発国を中心に、女性と子どもの貧困、識字率、病気による死亡などを減らすための運動だ。世界128カ国に約500の支部を持ち、活発な活動を続けている。

しかし家庭連合に対する解散命令請求が行われて以来、2年余り続けてきたボランティア活動などが強制的に中断されるほどの被害を受けている。長く活動していた団体も女性連合との絶縁を宣言した。昨年12月9日、東京で会った堀守子女性連合世界会長

は、「宗教に関係なく、世界には助けを必要としている人がたくさんいる」と現状に不満を漏らした。以下、堀守子会長との一問一答。

家庭連合と女性連合は別物ですか？

創設者は同じですが、法人から運営方法まですべて別物です。理事会も別に構成されており、女性連合は会員の会費のみで運営されています。問題は、安倍元首相の暗殺直後、岸田首相が自民党議員と家庭連合のすべての関係を断絶すると宣言して以来、女性連合の会員であった国会議員、秘書、そしてその奥さんを含めて 2000 人余りが脱退しました。日本国内の 300 余りの地方自治体の議員から女性連合の登録も剥奪するよう要請がありました。実際に 4 つの自治体は女性連合の名前で公的な施設を使えないようにし、団体登録も削除しました。

解散命令請求以来、家庭連合を支援するための活動もしているのでは？

全くありません。世界中にいる 1 万 7000 人余りの会員を守るために、これまで行ってきた女性、子どもたちのための支援だけが続けています。会員全員が教会員ではないかという誤解もありますが、教会員以外の一般会員は 25% です。

それなのに、女性連合の活動が侵害されているんですか。

岸田総理が日本の外務大臣だった頃、女性連合に 1 億円ほど支援した事実があります。これはアフリカに学校を建てるための予算支援だったのですが、最近「反社会的な団体に公金を支払った」と日本共産党議員から攻撃がありました。そのため私たちが当時の支援金で西アフリカのセネガルに建てた職業訓練学校に、日本の外務省の職員が派遣されました。彼らは、校名から学校名、制服まですべて変更するよう指示しました。教師として勤務していた女性連合セネガル会長も解雇しました。30 年以上運営していた学校を一瞬にして奪われたのです。

セネガル側からの対応はありませんでしたか？

校長先生は、「日本政府の言うことを聞かないと学校が完全になくなるかもしれないから、言われた通りにした。もし学校がなくなったら子どもたちの行き場がなくなるのでは、と心配していた」と話していました。マッキー・サル、セネガル元大統領とも連絡が取れ、日本政府の決定とは関係なく、セネガル政府は女性連合がこれまで現地で行ってきたボランティア活動に感謝し、今後も支援すると伝えてきました。結論としては、奪われた学校を取り戻すために、現在もセネガルと日本を行き来しながら方法を模索中です。

他にも事例はありますか？

東アフリカのモザンビークでも中・高等学校を設立し、運営支援をしています。この学校の校長先生も女性連合会員で、日本人であるにもかかわらず、一人で30年間モザンビークの生徒のために尽力しました。その功績が認められ、日本外務大臣賞を受賞しました。それなのに、女性連合会員であることを理由に賞を剥奪されました。数十年にわたって海外で日本の国益を高める活動を行い、国連からも認められていたのに、政治的な理由でこれまでの活動が無力化されているのです。

NGO 団体が必要な人権活動を行っていないわけですが、国連側からの支援はないのでしょうか。

ジュネーブの国連人権理事会にこのような状況を説明し抗議しましたが、国連側からは、実質的な人身事故が起きている場合、その国に勧告します。女性連合は、その深刻度が低いと判断されましたが、それでも引き続き勧告を行う予定です。これは、女性連合に対する人権侵害だけでなく、団体の支援を受けている世界中の数万人の命を危険にさらす深刻な事態です。